

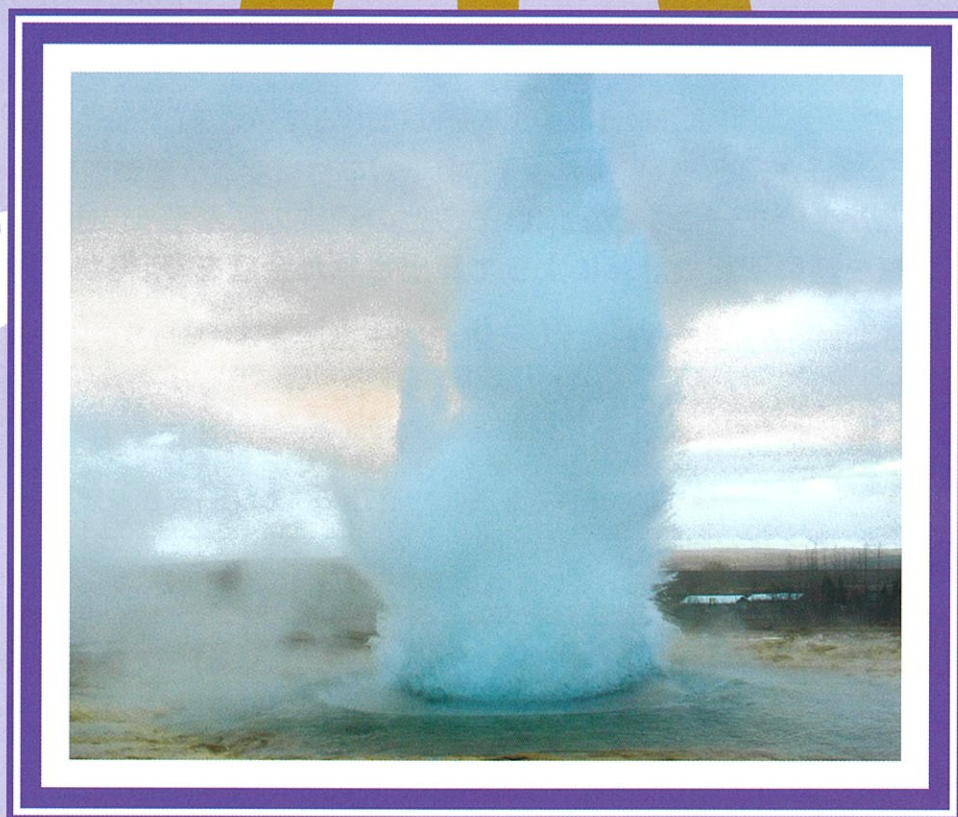
地主・経営者のための
情報マガジン

11
November

Agri Times

あぐりタイムズ / 2018 vol.160

～添付書類が簡略化～ 医療費控除制度と セルフメディケーション制度との違い



営業職に役立つ!

ゴルフの
心髄

あなたの想う自治体を応援する
ふるさと納税

CM
絶賛
放送中!

ラ・ラ・ラ
ランドマ〜ク♪



テレビCM

石田純一のサンデーゴルフ
畑でMarry Me!
サンデーモーニング
「時事放談」
めざましテレビ

ラジオCM

FMヨコハマ
ニッポン放送

～添付書類が簡略化～ 医療費控除制度と セルフメディケーション制度との違い

平成29年1月から、市販薬を自ら購入したり、健康診断を受けたりするなどして健康管理を行う「セルフメディケーション(自主服薬)」に取り組む人を対象に、所得税の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)が施行されました。従来の医療費控除との選択適用となります。



1 医療費控除の概要

① 医療費控除の対象となる金額

本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合にはその合計額を基に下記の計算によって算出された金額を「所得から」控除することができます。

$$\text{支払った医療費の額} - \text{保険金等で補てんされる金額} - \text{「10万円」と「所得金額の合計額の5%」とのいずれか少ない方の金額} = \text{医療費控除額 (最高で200万円)}$$

② 控除の対象

主な対象	控除の対象に含まれるものの例	控除の対象に含まれないものの例
医師・歯科医師による診療・治療 介護福祉士等による喀痰吸引等	医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 ・疾病の診療代・治療代 ・レーシック手術に係る費用 ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代(医師発行証明書のある方) ・介護保険制度による一定の施設・居宅サービス等の対価	・人間ドックや健康診断のための費用(健康診断の結果重い病気だと診断され引き続きその疾病の治療を受けた場合には、控除の対象に含めることができます。) ・医師等に支払った謝礼金 ・美容整形手術の費用 ・診断書作成費 ・美容目的の歯の矯正費用
交通費	・通院のための電車、バスの利用料金(領収書等がない場合はメモ書き可) ・急病等やむをえない場合のタクシー代	・通院のための自家用車のガソリン代、駐車料金等 ・分娩のための実家への帰省費用

入院	入院の対価として支払う部屋代や食事代	・自己都合による差額ベッド代
施術	鍼灸師・柔道整復師等有資格者による治療の為の施術代	カイロプラクティック等、疲労回復・健康維持、また無資格者による施術代
医薬品	治療のための医薬品の購入費用	・疾病予防の費用、健康増進のための医薬品の購入費
医療用器具	・医療用器具等の購入や賃借費用 ・医師の治療を受けるためのめがね、自己の日常最低限の用を足すための義手義歯補聴器等の購入費	・近(遠)視のめがねの購入費、高齢者の補聴器の購入費、かつらの購入費

③ 手続

イ 「医療費控除の明細書」を添付する方法

平成29年分の確定申告から、領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」(所定様式)を確定申告書に添付することとされました。

※領収書については、今までのような「申告書への添付又は提出時の提示」は必要なくなりましたが、明細書の内容を確認するため申告期限から5年間、税務署から提出または提示を求める場合がありますので保存する必要があります。

ロ 「医療費通知」を添付する方法・・・便利かもしれませんが!

医療保険者から交付を受けた「医療費通知」がある場合は、これを添付することにより、明細書の記入を省略できます。この場合、上記イ※の領収書の保存は不要になります。

●未着の通知がある場合は、その期間についてはイの明細書を作成し、イロ両方を添付することになります。薬局での医薬品の購入等がある場合もそれについてはイの明細書を作成し、イロ両方を添付します。

●「医療費通知」とは次の6項目全てが記載されたものです。

- ① 被保険者等の氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた者
- ④ 療養を受けた病院、薬局等の名称
- ⑤ 被保険者等が支払った医療費の額※
- ⑥ 保険者等の名称

※医療費の100%ではなく、本人負担の1～3割として支払った額

2 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の概要

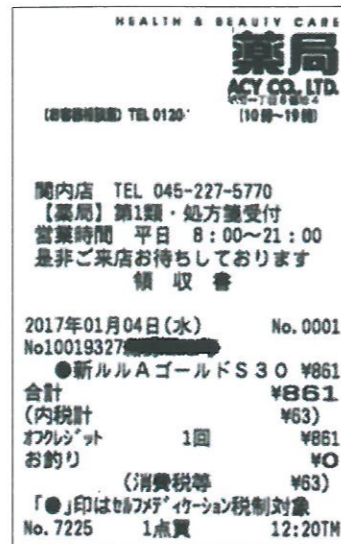
① 対象者

予防接種、がん検診、勤務先での定期健康診断、特定健康診査(メタボ健診)など一定の検診等を受けた方
(市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象外。)

② 対象医薬品
薬局やドラッグストアなどで販売される特定の市販薬
(スイッチOTC医薬品)

※この購入金額は、①の医療費控除を選択した場合は、①の対象金額になります。
※対象となる医薬品には、そのパッケージに共通識別マーク(右図)が表示され、レシート(領収書)には対象製品であること(●印など)が表記されます。

セルフメディケーション
税 控除 対象



③ 医療費控除できる金額

対象医薬品の年間購入費(本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族)が1万2,000円を超えれば、その超えた金額(上限額は8万8,000円)を所得控除できます。

④ 手続

確定申告時には次の①及び②の両方の書類の提出が必要になります。

- ① 検診等の受診を証明する書類
(①に挙げた検診等の明細書又は結果通知表。コピーでも可。)
- ② 「セルフメディケーション税制の明細書」
領収書に基づいて必要事項を記載した「セルフメディケーション税制の明細書」(所定様式)を確定申告書に添付することとされました。
上記①③の※同様、領収書の5年間保存の必要があります。

3 具体例～どちらが有利?～

(例) 総所得金額 500 万円で税率が 20%になる人が、医療費全体で13万円支払い(保険金等での補てんが無い場合)、そのうち6万円がスイッチ OTC 医薬品だった場合は、下記の通り②の方が有利になります。

	所得控除額	税額の減額
① 医療費控除では	130,000円-100,000円=30,000円	30,000円×20%=6,000円
② 医療費控除の特例では	60,000円-12,000円=48,000円	48,000円×20%=9,600円

(逆に①のほうが有利になる場合もあります。)

4 経過措置

経過措置として、平成29年～31年までの年分については従来通り、「領収書」の添付等でも医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用を受けることができます。

ランドマーク便り
メディア掲載情報

新聞書籍

【日本経済新聞】



8月29日(水)日本経済新聞14面「事業承継税制プロフェッショナル税理士法人10選」にランドマーク税理士法人が掲載されています。

【日本経済新聞】



8月16日(木)日本経済新聞の朝刊2面「増殖続く「迷子の土地」」において弊社代表税理士、清田幸弘のコメントが掲載されています。

10月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

10月 | 遺言書作成における留意点

10月16日 町田会場

14:00~15:00 TEL:042-720-4300

税務無料相談会

10月16日 新宿会場

14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

10月16日 池袋会場

14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

10月17日 丸の内会場

14:00~16:00 TEL:03-6269-9996

10月17日 湘南台会場

14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

10月17日 みなとみらい会場

14:00~16:00 TEL:045-263-9730

10月18日 川崎会場

14:00~16:00 TEL:044-589-4110

10月18日 朝霞台会場

14:00~16:00 TEL:048-424-5691

こちらからお申込み受付中!

▶ <https://www.landmark-tax.com/contact/>



2018年 暑気払い

8月10日(金)に暑気払いを行いました。
今年の夏は記録的な暑さですが、がんばります!

あなたの想う自治体を応援する ふるさと納税

今回は国税OBの小倉がお伝えします!



ふるさと納税はどんな制度ですか。寄附(ふるさと納税)した金額は全額、税金から控除されるのでしょうか。

ふるさと納税という名称ですが、正確には地方自治体(都道府県や市区町村)への寄附のことで、自分が納める所得税や住民税の一部を、自分が応援したい自治体に寄附という形で移す制度です。一定限度額まで、原則としてその全額が所得税と住民税から控除されます。



解説

1 確定申告によるふるさと納税

地方公共団体への寄附金につき、ふるさと納税制度の申請手続きを行い、寄附金受領証明書(寄附をした自治体が発行する領収書)を添付して住所地等の所轄の税務署へ確定申告することにより、寄附金の内、2千円を超える部分について、所得税・住民税から原則としてその全額が税額控除される制度です。(ただし、その者の収入等により限度額がありますので、2千円を除く全額が控除される寄附額の目安としては総務省HP「寄附額一覧」等を参考にして下さい。)

① 所得税の減税額	(寄附金(総所得金額等の40%を限度) - 2千円) × その者のその年分の税率(x%)
② 住民税の基本控除	(寄附金(総所得金額等の30%を限度) - 2千円) × 10%
③ 住民税の特例控除 (その者の住民税所得割の2割が限度)	(寄附金 - 2千円) × (100% - 10% - x%)

※ ②③は翌年度の住民税から税額控除。

※その者のその年の限度額以内の場合 ① + ② + ③ = (寄附金 - 2千円)となります。

<例> 寄附金が3万円、その寄附をした人のその年の所得税率が20%の場合

① 所得税の減税額	= (3万円 - 2,000円) × 20% = 5,600円(確定申告により減税)
② 住民税の基本控除	= (3万円 - 2,000円) × 10% = 2,800円(翌年度の住民税で差し引かれます)
③ 住民税の特例控除	= (3万円 - 2,000円) × (100% - 10% - 20%) = 19,600円(翌年度の住民税から差し引かれます)
合計	28,000円

※上記の税額計算では、復興特別所得税は考慮していません。

2 ワンストップ特例制度によるふるさと納税

寄附を行った年の所得について確定申告不要である給与所得者等で、1年間のふるさと納税納付先自治体が5つまでの方はワンストップ特例制度が適用になります。

利用者はふるさと納税をするたびに「ワンストップ特例申請書」と「マイナンバー提供に必要な本人確認書類」を寄附先の自治体(ふるさと納税先団体)に郵送(翌年1月10日必着)するだけで、翌年度分の住民税から「寄附金 - 2千円」の減額が受けられます。(限度額あり)

注1 ①と異なり、②の控除は住民税からのみ控除されます。

注2 ②の手続き後に確定申告書を提出した場合は、ワンストップ特例申請自体が無効になり、ワンストップ特例申請済の寄附金額については、上記①の確定申告の手続きが必要になります。

3 経済的利益

特産品を寄附者が受けた場合の経済的利益は、一時所得に該当します。寄附先の各自治体からの返礼品を換算した金額の合計が50万円を超える場合や他に一時所得となる所得がある場合には注意が必要です。

算式

$$\text{一時所得の金額} = \text{その年中の一時所得に係る総収入金額 (A)} - \text{その収入を得るために支出した金額の合計額 (注1) (B)} - \text{50万円 (注2)}$$

注1 その収入を生じさせる行為をするため、又はその収入が生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限られます。寄附金額は含まれません。

注2 AからBを控除した残額が50万円に満たない場合には、その残額となります。

<例> 寄付金額200万円、寄附先の各自治体からの返礼品総額が60万円、所得税率45%、他の一時所得がない場合。

一時所得の金額	= A: 60万円 - B: 0万円 - 50万円 = 10万円
税額	= 10万円 ÷ 2 (※) × 45% = 22,500円 (が納付税額の増額となる)

※一時所得は総所得金額の計算上、2分の1で計算されます。

※上記の税額計算では、復興特別所得税は考慮していません。



営業職
必見!

ゴルフの 心髄



第2時限 “触れる” (身体とクラブとの唯一の結合点)

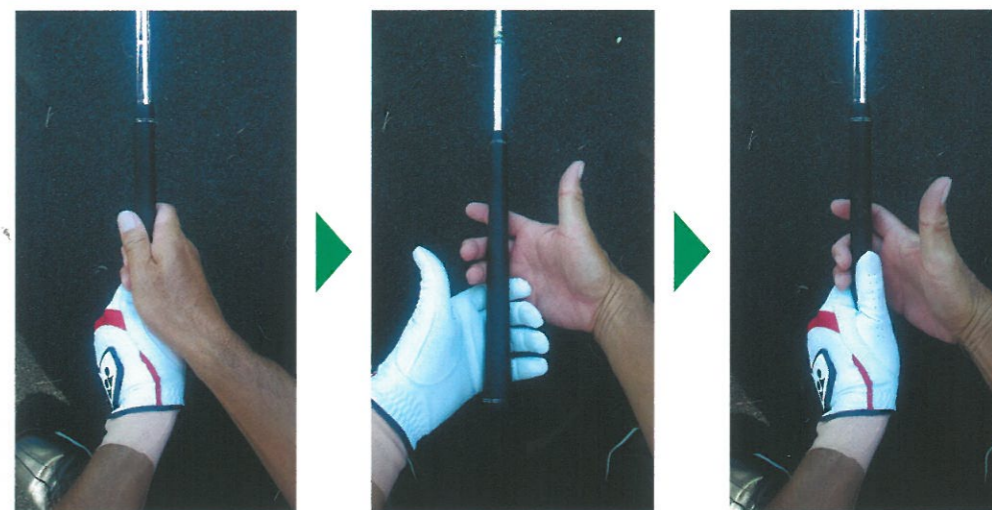
身体の回旋運動を主としたスイングで、腕とクラブの存在を極力感じずにスイングをする為に重要なのが、クラブの握り方と、構え方です。身体(胴体)を軸と考え、腕、クラブが”でんでん太鼓”のように動くイメージです。

今回はクラブの握り方についてです。握るといっても指に引っかけるという感じで順番に行ってみてください。



- ① 足を揃えて直立します。
腕をダラリと下げると手の甲がわりと前方に向きます。その向きのまま
- ③ のように指の付け根から指先に引っかけるように握ります。手の平で持つと
- ④ 自分の目の高さにグリップを持ち上げてくるとこぶし(ナックル)が2~3つ見えます。
- ⑤ そして右手を添えます。
右手も指の付け根から指先にクラブが触れる程度にします。

①~⑤を自分の目線の高さで見た時の画像が次の3枚です。



グリップは、クラブとの唯一の接点である為にしっかりと握ってしまう人がほとんどです。その為に腕と手首が硬くなり、シャフトをしならせる”緩み”がなくなってしまいます。でんでん太鼓のように腕を糸のようにしなやかに身体に巻き付きつかせるには、腕もシャフトの延長というイメージが大切です。
この握り方でスイングしてみてください。



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ51歳 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級